

インターネット時代の著作権を理解しよう

コンピュータやインターネットなどのテクノロジーの発達により、多くの情報を簡単に発信できる時代になりました。これからは、どのようなことに気を付けなければならないのでしょうか。

著作権クイズ

正しいと思うものには○、間違いと思うものには×をつけましょう。

- 1 () 授業中に書いた自分の作文にも著作権がある。
- 2 () 夏目漱石なつめ そうせきの小説を Web ページに掲載けいさいすることはよい。
- 3 () 自分の Web ページの BGM として、自分で買った CD の音楽を流してもよい。
- 4 () 借りてきた CD を別の CD に録音して、友人にあげてもよい。
- 5 () CD から気に入った曲を選んで、オリジナルの CD を作ってもよい。
- 6 () 自分で考えた作品が完成したら、他の人と似てしまったが問題ない。
- 7 () まんがのキャラクターを Web ページに掲載することは自由である。

文字・音声・画像などの情報がデジタル化されたことで、質を落とさずに情報を複製できる時代になってきました。また、デジタルカメラ、パソコン、インターネットの急速な発達、コピー機やコンピュータをもちいて、誰もが簡単に複製品を作ることができるようになりました。このことにより、著作権が様々な場面で注目を集めるようになりました。

コンピュータのソフトウェアや、アニメのキャラクター、友達や誰かが書いた文章、絵や写真などはすべて、勝手に使うことはできません。

インターネット上では、簡単に絵や文章が手に入るため、著作権を守らない人がたくさんいます。けれども、誰か他の人が書いた文章や絵を、自分が作る Web ページや宿題のレポートなどに使うときには、著作権のことを考えなければなりません。



著作権で大切なことは、許諾を得ることです。

誰かが作成した著作物（文章、絵、写真、コンピュータのプログラム等）を勝手に使うことは許されません。使うときは許諾を得ることが必要です。



具体的にやってはいけない例には次のようなものがあります。

- 友だちが作ったWebページの文章や写真を勝手に使うこと。
- 本、雑誌、新聞などの文章や絵、写真を勝手に使うこと。
- テレビやビデオから取りこんだ映像を使うこと。
- まんがやアニメにでてくるキャラクターをまねてかいた絵を使うこと。
- 音楽や歌の歌詞を勝手に使うこと。
- 友だちからの電子メールの内容を、友達の許可なしに、勝手に使うこと。
- 掲示板の文章を、勝手に使うこと。

これらはすべて違法行為です

著作権侵害の事件例

事件1 ファイル交換ソフトを使い、インターネット上で映画をダウンロードできるようにしたとして、著作権法違反の罪に問われた男性に対し、裁判所は、懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）の判決を下した。

事件2 神社の境内で行われていた祭で、海賊版DVDを販売していた男が、著作権法違反容疑で現行犯逮捕されました。

事件3 ネットオークションを利用して、映画の海賊版DVDを販売していた男性が著作権法違反の容疑で逮捕されました。

Copyright (C)とは？

Copyright (C)の(C)は「マルシーマーク（英語読みでは、サークルシー）」と読み、著作権があることの表示です。本来は、丸印の中にCを記載しますが、パソコン等で入力するときは、括弧でもかまいません。身の周りの著作物を見て、(C)マークがどの場所に記されているか、確認してみてください。

栃木県総合教育センター

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070

Copyright (c) 2004 Tochigi Prefectural Education Center all right reserved.

クイズの解答 1 2 3 × 4 × 5 6 7 ×